

議員提案により「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」が制定されました

第4回定例会で、議員提案による「茨城県性暴力の根絶を目指す条例」が可決・成立しました。準備期間が必要な一部の規定を除き、令和4年11月21日から施行されています。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじり、その心に長期にわたり重大な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。また、性暴力により被害を受けた方に責任があるとするような誤った認識や偏見などにより、心を傷付けられ、社会生活に支障が生じるなど、苦しんでいる方が多い状況にあります。

こうしたことから、条例では、性暴力の根絶と性暴力により被害を受けた方の心身に受けた影響からの回復の支援などに関し、基本となる施策などを定めています。

法令や茨城県犯罪被害者等支援条例に基づく施策と相まって、性暴力の根絶と性暴力により被害を受けた方への支援などに関する施策を総合的に推進することにより、県民が、安心安全な生活を営むことができる県を目指します。

条例に定める主な内容は、次のとおりです。

《総合的な相談体制の整備など》

○性暴力に関する総合的な相談体制の整備や、専門的な相談対応、医療機関や警察への付添いなど被害の直後に必要な支援、法的援助などの施策を講ずることについて規定しています。

《性暴力の再発防止など》

○性暴力の再発防止などのための措置や、加害者からの相談対応などについて規定しています。

○特に子どもに対する重い性犯罪を行った者に対しては、県への届出を求め、その再犯防止などに重点的に取り組むこととされています。

《総合的な教育の推進など》

○学校や保育所などにおいて、3歳以上の子どもとその保護者に対して、「生命の安全教育」をはじめとする発達段階に応じた性暴力の根絶に資する教育や啓発を行うことを規定しています。



条例の提案説明を行う外塚潔議員

※条例の全文は議会ホームページでご覧になれます。
<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/jourei/img/seiboryoku.pdf>



本県の議員提案政策条例は、これらの条例で24件目になります。

県議会は今後も、積極的に政策立案に取り組んでまいります。

議員提案により「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」が制定されました

第4回定例会で、議員提案による「いばらきの豊かな緑を守り育て適正に管理するための条例」が可決・成立しました。令和4年11月21日から施行されています。

本県は深い緑に恵まれ、緑はさまざまな形で私たちの生活に寄り添い、恩恵をもたらしています。海岸線の松林は災害などから私たちを守り、白砂青松の景観を作り出し、豊かな森は水を蓄え、命をつないでおり、こうした緑は、植え、守り育て、受け継がれてきたかけがえのない財産です。

しかし現在、気候変動による自然災害が多発するなど、人と緑の関係が危機に直面しています。

この条例では、水源のかん養、地球温暖化や災害の防止、景観の形成など、森林や樹木が持つ公益的機能を持続的に発揮させ、活用を図るための基本的な施策などを定めています。

森林や樹木との関わりを見直すことを通じて、県土を強靱化し、県民の暮らしを守り、潤いのある県民生活の実現を目指します。

条例に定める主な内容は、次のとおりです。

《森林・樹木の適正な整備・管理の推進》

○森林・樹木の計画的な植栽、せん定、伐採への支援や、災害防止のための治山対策などの推進、樹木医などの専門技術者の育成などについて規定しています。

○森林開発の適正な実施や、公共工事などにおける森林・樹木の公益的機能の保全への配慮などについて規定しています。

《防災林の整備や樹木の適正な管理》

○海岸防災林の積極的な整備や、松くい虫の防除の推進について規定しています。

○道路や河川、公園などの樹木の計画的かつ適正な管理について規定しています。

《県民参加の促進》

○森林・樹木の整備や管理に関する県民の理解と関心を深めるための普及啓発、森林・樹木の所有者の意欲の高揚、民間団体などの自発的な活動の促進について規定しています。



条例の提案説明を行う岡田拓也議員

※条例の全文は議会ホームページでご覧になれます。
<https://www.pref.ibaraki.jp/gikai/jourei/img/midori.pdf>



「決算特別委員会」を開催しました

本委員会（半村登委員長）は、第3回定例会で付託された令和3年度茨城県一般会計決算などの議案を審査するため、9月21日に総括説明、10月3日、11日および24日に三つの分科会による部門別審査、10月24日に総括質疑を行った上で採決を行い、四つの決算議案を可決および認定しました。

今年度の決算の審査は、昨年の県議会改革推進会議の答申を踏まえ、決算審査の見える化と迅速で詳細な審査を図るため、組織や審査方法を見直した上で行われました。

分科会における部門別審査では、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業に関する県民の目線に立った適正規模の予算執行」、「公平かつ県民の誰もが納得できる税外未収債権対策」、「県総合計画における主要指標の評価方法」など、詳細な質疑応答が交わされました。

分科会終了後に行われた総括質疑では、「コロナ対策の予算規模と財源」、「中小企業への融資による効果の把握」、「県庁におけるDXによる業務改革推進の具体的導入効果と今後の展開」、「事業内容を踏まえた県出資団体の経営形態」、「茨城県常陸那珂港区整備の事業予算と実績」など、部門別審査を踏まえた総括的、横断的な質疑応答が交わされました。

また、審査の過程で委員から出された「物価高騰を反映した来年度の予算編成のあり方」、「費用対効果を踏まえた事業実施」、「県民の要望に対応した信号機の新規設置数の増」など34項目を審査の成果として取りまとめ、執行部に改善要望しました。

改善要望に対する対応状況については、令和5年第1回定例会の常任委員会で執行部から報告の上、確認を行う予定です。決算議案は、第4回定例会の開会日の本会議で先議され、早期認定が図られました。



執行部へ要望書を手渡す半村登委員長(中央)と山岡恒夫副委員長(右側)



総括質疑の様子